第七条中「第七条第四項」を「第三十九条第四項」に、「様式第四」を「様式第三十四」に改め、「事業開始届出書を」の下に「経済産業大臣に」を加える。

第七条を第五十四条とする。

第六条第一項中「第四条第一項」を「第三十六条第一項」に、「様式第一」を「様式第三十」に改め、同条第二項中「第四条第二項」を「第三十六条第二項」に、「のとおり」を「に掲げるもの」に改め、同項第一号中「及び供給地点群の位置」及び「並びに供給地点群ごとに供給地点の位置を記載した図面」を削り、同項第二号中「一般ガス事業」を「一般ガス導管事業」に改め、「及び特定ガス発生設備に係るものにあつては、供給地点群ごとに、事業の開始の日以後その供給地点につき特定ガス発生設備に代えてこれ以外のガス工作物によりガスの供給を行う日の前日までの日を含む毎事業年度における供給地点の需要の見込み」を削り、同項第三号中「一般ガス事業」を「一般ガス導管事業」に改め、同項第四号中「ガス工作物」を「一般ガス導管事業の用に供するガス工作物」に、「イからヘまで」を「イからホまで」に、「ト」を「ヘ」に改め、同号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとし、同号ホを同号ニとし、同号ヘ及びト中「イ及びハからホまで」を「イからニまで」に改め、同号ヘを同号ホとし、同号トを同号ヘとし、同項第五号中「様式第二」を「様式第三十一」に改め、同項第七号中「一般ガス事業」を「一般ガス導管事業」に、「様式第三十二」に改め、同項第十号中「他」を「他の者」に、「ガス」を「一般ガス導管事業の用に供するためのガス」に、「場合は」を「場合にあつては」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一　様式第三十三の一般ガス導管事業遂行体制説明書

第六条第二項第十二号中「会社又は法人である組合（以下「組合」という。）」を「法人」に、「場合は、その会社又は組合」を「場合にあつては、当該法人」に改め、同項第十三号中「会社又は組合」を「法人」に、「場合は、その者」を「場合にあつては、当該申請者」に改め、同項第十四号中「事業を」を「一般ガス導管事業を」に、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「場合は」を「場合にあつては」に、「第五条第一号、第三号及び第七号」を「第三十七条第一号、第三号及び第六号」に改め、同号を同項第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　申請者が地方公共団体である場合にあつては、当該申請者が一般ガス導管事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し

第六条に次の一項を加える。

3　経済産業大臣は、法第三十五条の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

第六条を第五十三条とする。

第五条中「第四条第一項第三号ロ」を「第三十六条第一項第四号イ」に改める。

第五条を第五十二条とし、同条の前に次の章名、節名及び款名を付する。

第三章　ガス導管事業

第一節　一般ガス導管事業

第一款　事業の許可

第四条の次に次の一条を加える。

（ガス製造事業に該当する液化ガス貯蔵設備の要件）

第五条　法第二条第九項の経済産業省令で定める要件に該当する液化ガス貯蔵設備は、一の製造所におけるその容量の合計が二十万キロリットル以上のものであつて、ガス事業の用に供する導管と接続しているものをいう。

第一章の次に次の一章を加える。

第二章　ガス小売事業

第一節　事業の登録

（ガス小売事業の登録申請）

第六条　法第四条第一項の申請書は、様式第一によるものとする。

2　法第四条第一項第三号ロの経済産業省令で定める導管は、申請者が維持し、及び運用する導管のうち主要な導管とする。

3　法第四条第一項第七号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二　その行うガス小売事業以外の事業の概要

4　法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　法第六条第一項各号（第四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

二　様式第二のガス小売事業遂行体制説明書

三　様式第三の苦情等処理体制説明書

四　申請者が法第二条第一項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する者である場合にあつては、供給地点群（特定ガス発生設備に係るガスの供給地点であつて一の団地内にあるものの総体をいう。以下同じ。）の位置を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺五万分の一の地形図

五　申請者がガス工作物を維持し、及び運用しようとする場合にあつては、小売供給を行おうとする地域ごとに次の書類

イ　ガス工作物の設置の状況を記載した図面

ロ　主たる技術者の履歴書

六　申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書

七　申請者が法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

八　申請者が法人以外の者である場合であつて、当該申請者が事業を営んでいるときは、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類

九　申請者が地方公共団体である場合にあつては、当該申請者がガス小売事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し

5　経済産業大臣は、法第四条第一項の申請書を提出した者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、他の者からそのガス小売事業の用に供するためのガスの供給を受ける場合における当該ガスの供給に係る契約書の写しその他の必要と認める書類の提出を求めることができる。

（軽微な変更）

第七条　法第七条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　変更後の最大ガス需要として見込まれる値（以下この項において「変更後最大ガス需要値」という。）が直近供給能力値未満であるもの

二　変更後の供給能力として見込まれる値が直近ガス需要値を超えるもの

三　供給地点の数の変更であつて、変更後最大ガス需要値が直近供給能力値未満であるもの

2　前項において「直近ガス需要値」とは、直近の法第五条第一項（法第七条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により登録された最大ガス需要の値をいい、「直近供給能力値」とは、直近の法第五条第一項（法第七条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により登録された供給能力の値をいう。

（変更登録の申請）

第八条　法第七条第二項の申請書は、様式第四によるものとする。

2　法第七条第三項において準用する法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、変更を必要とする理由を記載したものとする。

3　経済産業大臣は、法第七条第二項の変更登録の申請書を提出した者に対し、前項の書類のほか、他の者からそのガス小売事業の用に供するためのガスの供給を受ける場合における当該ガスの供給に係る契約書の写しその他の必要と認める書類の提出を求めることができる。